

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 教育委員会に置く事務局、教育機関及び附属機関の組織、所掌事務及び職員の職務については、法令、条例及び他の規則に別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、臨時的な事務を処理するために設ける機関の組織及び所掌事務並びに臨時及び非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職等については、別に定める。</p> <p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1) 総務課 総務係 職員係 給与係 予算係 企画係 <u>ICT教育推進係</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 教育委員会に置く事務局、教育機関及び附属機関の組織、所掌事務及び職員の職務については、法令、条例及び他の規則に別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、臨時的な事務を処理するために設ける機関の組織及び所掌事務並びに臨時及び非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職等については、別に定める。</p> <p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1) 総務課 総務係 職員係 給与係 予算係 企画係</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。